

トランプ政権による侵略に断固抗議する緊急声明

2026年1月3日、トランプ政権はベネズエラに武力侵略し、マドゥロ大統領と妻フローレス氏を拘束し、アメリカに連行した。さらにアメリカで裁判をするという。トランプ政権によるベネズエラへの侵略行為は明確な国際法違反であり、世界の平和を脅かす。断じて容認できない事態であり、ただちに2人の釈放を求める。高市政権もトランプ政権による明確な国際法違反の武力行使にだんまりを決め込むのではなく、断固たる対応をすべきことも併せて要求する。

国際社会の憲法である「国連憲章」2条4項では、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」は慎まなければならないとされている（「武力不行使の原則」）。「武力不行使の原則」は、過去の悲惨な戦争を再び起こさせないために生み出された原則である。にもかかわらず、トランプ政権はベネズエラに武力行使をして、大統領夫妻を拉致し、アメリカで裁判にかけるという。このようなアメリカの行為は、国連憲章の基本原則である「武力不行使の原則」や「主権尊重」の原則、「国の領土保全」や「政治的独立」、「内政不干渉の原則」を蹂躪する暴挙であり、断じて認めることはできない。

トランプ政権による国際法上違法なベネズエラ侵略は、国際社会の平和を大きく損なう事態ももたらしている。現にコロンビアやメキシコなどへの中南米諸国にも武力侵略の可能性を示唆していることから、中南米諸国の平和も脅かされている。グリーンランドの武力併合も主張していることから、EU諸国もアメリカの武力行使に対する警戒感を持たざるを得ない状況に置かれている。アメリカの存在が世界平和への脅威となっており、今回のベネズエラ侵略は、そうした「脅威」が杞憂でないと思わせる事態をもたらしている。その上、今回のアメリカのような軍事侵略が国際的に問題ないとされれば、将来、同じような軍事侵略をした国が出ても批判ができなくなる。

ベネズエラでの政治的弾圧や経済状況がひどいことを理由にトランプ政権による国際法違反の武力行使を正当化する主張も存在する。「目的は手段を正当化しない」という格言は法の基本であり、政治的抑圧や経済悪化の改善は必要だとしても、そのための「手段」として「外国領土に対する武力行使」「外国元首の拉致・裁判」という手段が認められるべきではない。民間人を含む多くの犠牲者が出了ことからも、アメリカの攻撃を正当化すべきでない。むしろアメリカがベネズエラを「運営」し、米石油企業が「金を稼ぎ始める」と記者会見でトランプ大統領が発言したこと等を踏まえると、本音は石油資源の確保のための武力行使という懸念を払拭できない。そうであれば資源強奪のための国際法違反の武力行使であり、悪質性は一層強いと言わざるを得ない。

高市氏をはじめとする自民党首相は、ロシアや中国に対しては「法の支配」と「力による現状変更を認めない」と繰り返し批判してきた。トランプ政権によるベネズエラへの武力侵略は、「法の支配」を踏みにじり、「力による現状変更」にほかならない。中国やロシアに対しては「法の支配」や「国際法の遵守」、「力による現状変更を認めない」などと言いながら、アメリカのベネズエラ侵略という「国際法違反」「力による現状変更」に対して何も言わないのであれば、国際社会は日本政府のそうした「ダブルスタンダード」を軽蔑するであろう。高市政権はトランプ政権の国際法違反の軍事侵略に対して、断固たる批判をすべきことも併せて要求する。

2026年1月8日

不戦へのネットワーク代表 飯島滋明（名古屋学院大学。憲法学）
名古屋市中村区那古野1の44の17 嶋田ビル2F